

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)	
地域名 (地域内農業集落名)	北村地区 (北村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 7 月 13 日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は平坦地に位置し、昭和56年に基盤整備が実施され水稻を中心に作付けされており、転作として、ソバ、果樹等も栽培されている。

・集落内の耕作者は、主に認定農業者を中心に4名程度、また入作者4名で耕作されている。今後においても、地域内の農業者により耕作できる状況にある。

・基盤整備完了後40年以上経過しており、水路等の農業施設の老朽化により、修繕箇所が多く発生している。また、地域の西側においては、イノシシ等による被害が発生している。

【地域の基礎的データ】農業者:7人(農林業センサス) 認定農業者:4人 新規就農者:0人
主な作物:水稻・果樹(モモ・リンゴ)など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も水稻中心に作付けされるが、引き続き、転作として果樹やソバなどを取り入れながら持続的な地域農業の確立を目指していく。

・地域内の農村環境を維持するため、引き続き多面的機能支払交付金を活用し、電気柵設置などの鳥獣被害対策や水路等の整備を実施するとともに、共同作業による草刈の実施など、耕作放棄地の発生防止にも努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・主に多面的機能支払交付金の対象エリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携し、農地中間管理機構を通じて経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業を実施する予定はないが、整備後40年以上が経過していることから、老朽化した箇所は集落や耕作者の意向を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し、農道・水路の整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地及び施設の保全管理が困難になる可能性があるため、自治区並びに既存の多面的機能支払交付金の活動組織と連携し、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後必要に応じ取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害対策として、電気柵の設置及び管理を実施するとともに、耕作放棄地の解消にも取り組んでいく。 ⑦多面的機能支払交付金の事業を活用し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。				